

施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報			施設番号	s00156	住所(所在地)	松阪市東町15番地2					
			施設名称	第二隣保館(本館)							
			根拠条例	松阪市隣保館条例			設置年度	昭和54年度			
			担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)において、同和問題の本質及び課題が明らかにされ、具体的方策として隣保館に関する整備充実の必要性が示されたことを受けて、同和対策事業特別措置法の制定を契機として、全国的に隣保館の拡充整備が図られた。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	22 台			
	土地	敷地面積	4,047.8㎡		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	本館			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
		用途	隣保館		建築年月日	昭和54年10月15日		建物取得費	90,690,000 円		
		延床面積	833.13㎡		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年1月			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 以上計 画改修 (3等 の履	実施年度	対象建物		改修内容				費用(税込)		
		平成26年度	講堂		講堂外壁および屋根改修				10,363,680 円		
		平成27年度	本館		本館屋上・外壁改修				8,931,600 円		
		平成27年度	本館		空調設備改修				5,622,480 円		
	リスク・高機能化対応度										
	管理・運営上の問題点										
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定により補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM8:30~PM10:00		休館日	土日祝祭日		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	0.60 人	労務員	0.00 人	再任用職員	0.00 人	非常勤職員	0.30 人	合計	0.90 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					財源					
その他の経費					補助金等収入						
人件費					使用料等収入						
職員等					その他収入						
非常勤職員					③年間収入合計						
①小計					7,717,000						
④合計(①+②)-③					2,534,474 円						
					市民一人あたりのコスト						
					15.09 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	開館日数		日	245	244	244					
	入館者数		人	10,109	10,601	11,712					
	類似機能を有する公共施設		—		近隣にある公共施設		東地区市民センター、東保育園				
特記事項	松阪市地域防災計画において地震及び風水害等の災害時に避難所として指定されている。										

